

別紙2

会社 事業所の公害防止に関する協定に関する協定細目

宮城県及び市（町，村）（以下「甲」という。）と 会社（以下「乙」という。）とは， 年 月 日付けで締結した 会社 事業所の公害防止に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し，協定第22条の規定に基づき，次のとおり協定細目を交換する。

- 1 協定第8条の騒音の評価点及び測定点並びに振動の測定点は，別紙（略）に掲げるとおりとする。
- 2 協定第11条の化学物質は，特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定するものをいう。
- 3 協定第12条の廃棄物は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び第5項の規定によるものをいう。
- 4 協定第12条の環境負荷項目等は別表第1のとおりとし，甲に対する報告は別表第2により，毎年 月 日までに行い，測定結果を記録し，3年間保存する。
- 5 協定第15条第1項の公害が発生するおそれとは，甲乙等の環境負荷項目に関する測定結果が協定値を超過した場合等をいう。また，同項の甲への報告は，別表第3により速やかに行うものとし，乙は，その原因及び改善計画又は改善結果について，その発生後30日以内に甲に報告する。

附 則

この協定細目は， 年 月 日から効力を生ずる。

この協定細目を証するため，本書 通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事
（仙塩地域七自治体公害防止協議会 会長）

市（町，村）長
（仙塩地域七自治体公害防止協議会対象の場合，会長が代表する。）

乙 住所

会社

代表取締役

別表第1

環境負荷項目等

区分	環境負荷項目等	測定回数	測定場所	測定方法
大気関係				大気汚染防止法に定める方法
水質関係				水質汚濁防止法に定める方法
				流量計
騒音関係	騒音レベル		別紙に示す地点	騒音規制法及び宮城県公害防止条例に定める方法
振動関係	振動レベル		別紙に示す地点	振動規制法及び宮城県公害防止条例に定める方法
悪臭関係	臭気指数		事業所の住居に近接した風下の敷地境界地点	三点比較式臭袋法
備考				
<p>1 複数のばい煙発生施設から集合煙突を通じて排出されるばい煙を測定する場合、その測定結果を各々のばい煙発生施設の測定結果とする。</p> <p>2 騒音は、その測定値を暗騒音や距離減衰の効果で補正し、評価値を算出する。また、補正值は、別表第2の3騒音関係補正值欄に掲げるとおりとする。</p>				

別表第2

1 大気関係

項目	ばい煙発生施設				
使用燃料の種類					
時間当たり燃料使用量 (t・m ³ /h)					
排出ガス量 (湿) (m ³ N/h)					
排出ガス量 (乾) (m ³ N/h)					
排出ガス温度 (°C)					
排出ガス速度 (m/s)					
排出ガス中の酸素濃度 (%)					
硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)					
時間当たり使用燃料硫黄含有率 (%)					
窒素酸化物排出濃度 (cm ³ /m ³ N)					
ばいじん排出濃度 (g/m ³ N)					
測定年月日					
月当たり稼動時間 (時間/月)					
月当たり燃料使用量 (t/月)					
月当たり硫黄酸化物排出量 (t/月)					
備考					

2 水質関係

項目	協定値	測定値	
		排水水	排水水
測定年月日			
備考			

3 騒音関係

	協定値 dB(A)	測定値 dB(A)	補正值 dB(A)	評価値 dB(A)	測定年月日
朝 am6:00～am8:00					
昼 am8:00～pm7:00					
夕 pm7:00～pm10:00					
夜間 pm10:00～am6:00					
備考					

4 振動関係

	協定値 dB	測定値 dB
昼間 am8:00～pm7:00		
夜間 pm7:00～am8:00		
測定年月日		
備考		

5 悪臭関係

測定場所	協定値（臭気指数）	測定値(臭気指数)	測定年月日
臭気指数			
サンプリング状況			
サンプリング開始時間			
サンプリング終了時間			
天候			
風向			
風速（m/s）			
気温（℃）			
施設稼動状況			
備考			

（注） 別紙に測定地点を示すこと。

別表第3

公害発生時等緊急報告書

年 月 日

甲 あて

乙

会社 事業所の公害防止に関する協定書第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

発生時刻	年 月 日 午前・午後 時 分
発生場所	
状況	
緊急対策	
備考	